

## 書面決議による理事会議事録

1. 理事会決議があったとみなされた事項の内容

ナイスライフ共済会より残余全額を公益財団法人前川ヒトづくり財団の寄付とする。

ナイスライフ共済会より残余資金を公益財団法人前川ヒトづくり財団の公益目的事業に全額使途する。

2021年度補正予算

ナイスライフ共済会より残余資金を全額「受取寄付金」として計上する。

2. 1. の事項の提案した者

理事 伊東一郎

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2021年8月9日

4. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名

理事 伊東一郎

以下のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条、同法第197条及び定款第32条第3項の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、理事全員の同意があったことを確認するため、この議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

2021年8月9日

公益財団法人前川ヒトづくり財団

議事録作成者 代表理事 伊東一郎